

伝統行事等の活性化支援・調査業務 仕様書

1 業務名

「伝統行事等の活性化支援・調査業務」（以下「本業務」という）

2 目的

- ・地域の伝統行事等の個性豊かな地域の文化は、次世代に継承していくべき県民共通の財産であるが、少子高齢化や過疎化等を要因とした担い手不足により、保存・継承が危惧されている。
- ・担い手の確保のためには、①地域の伝統行事が注目され活性化されること、②観光誘客効果等により資金的にも潤うことが重要である。
- ・本業務では、各伝統行事等の実情に応じた活性化策、観光活用等の取組を調査し、今後のモデルとなる取組を抽出し、課題や地域活性化・地域経済への波及効果を調査する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

本業務の目的を理解したうえで、下記（1）～（3）の業務について提案を行うこと（なお、実際の支援・調査に関する詳細は、契約後に県と協議のうえ決定する）

< 共通事項 >

- ・本業務の支援、調査の対象は、別表1に示す県指定の無形民俗文化財（伝統行事等）とする。
- ・神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等は支援対象外

（1）各地域の実情に応じた活性化策、観光活用等の取組、課題調査

- ・地域の伝統行事等について、県の事前の調査結果を踏まえ、おおむね6か所程度の伝統行事等を選定し、現状の取組状況や課題を実施団体等へのヒアリング等を行い、把握・整理・分析する。

（2）活性化等のモデルとなる伝統行事等の選定、支援

- ・上記の整理を踏まえ、地域バランス（嶺北、嶺南）や規模の大小等を考慮して、県内で3か所程度の伝統行事等を選定する。
- ・選定された伝統行事等について、実施団体等とのヒアリング等を行い、実現可能性も十分考慮したうえで、活性化策、観光活用等の方策を提案・助言する。
- ・提案した方策等について、実施団体等と実施に向けた協議を行い、伴走しながら支援を行う。なお、本業務の方策等は、例年行われている行事開催、練習等の経費、道具の修繕費等は原則として対象外であり、例年以上の新たな方策等を支援の対象とする。

【想定する新たな方策等】

- ・祭礼への参加体験、稽古場公開および観光ツアー一造成
 - ・関連グッズや料理メニューの開発、製作
 - ・動画リアルタイム配信システムの開発 など
- ※上記の内容に関わらず、自由な提案をお願いします。

(3) 支援の効果や課題等を整理し報告

- ・支援の結果、参加者や実施団体等へのヒアリング等を行い、その効果を検証し、地域活性化・地域経済への波及効果や新たな課題を整理し、県に報告する。

5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、県の承諾を得ること

6 委託上限額

3, 500, 000円 ※消費税及び地方消費税（税率10%）を含む

7 県との協議等

- (1) 受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と必要に応じ打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、県以外の関係者との連絡調整も緊密に行うこと。
- (3) 受託者は、県および関係者と協議及び打合せをした場合は、その内容

および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

- (4) 業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

8 実施報告書

- (1) 受託者は、令和7年3月31日(月)までに、次の事項を記載した本業務の実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。

- ・本業務の実施内容
- ・本業務に要した経費の内訳
- ・実施した業務の一覧及びその成果、課題等
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

9 成果品

- (1) 本業務において作成した資料等
- (2) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
- ※ 納品期日は令和7年3月31日(月)とし、福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課に提出すること
 - ※ 受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。また、これに要する経費は受託者の負担とする。

10 留意点

- (1) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと
- (2) 本業務の成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、県に帰属するものとする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ条件等を示し、県と協議すること。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を利用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託者において負うものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、県の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 県は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表

(公開、配布、放送等)することができることとする。なお、これにより
難しい物については、あらかじめ条件等を示し、県と協議すること。

- (5) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること

11 その他

- ・業務履行に関しては関係法令を順守すること
- ・本業務で知り得た機密・個人情報等を第三者に漏洩することの無いよう、厳重に取り扱うこと。
- ・本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。
- ・企画書の審査については、優れた企画内容となっているか、他の企画提案と比較して独創的か、提案内容を確実に履行できるかを審査基準とし選定する。

別表1 福井県指定 無形民俗文化財（地域のお祭り関係）

(https://bunkazai.pref.fukui.lg.jp/search_category/list?keyword=&type%5B%5D=302&show_map=1)

文化財名称	市町村	文化財名称	市町村
相撲甚句	敦賀市	本郷踊	おおい町
越前万歳	越前市	文七踊	おおい町
日向の綱引き行事	美浜町	表児の米	坂井市
敦賀西町の綱引き	敦賀市	小浜放生祭	小浜市
白浜町のアマメン	福井市	羽根曾踊	南越前町
野坂だのせ祭り	敦賀市	獅子舞	敦賀市
粟田部の蓬莱祀	越前市	日向神楽	坂井市
闇見神社例祭神事	若狭町	八田獅子舞	越前町
天満社例祭神事	若狭町	下村の獅子舞	おおい町
国津神社の神事	若狭町	明神ばやし	越前町
宇波西神社の神事芸能	若狭町	八坂神社の獅子舞	南越前町
前川神社の例祭神事	若狭町	オシッサマのお渡り	福井市
多由比神社の例祭神事	若狭町	音海のお的射り	高浜町
王の舞	美浜町	福井の戸祝いとキツネガリ	地域を定めず
雲浜獅子	小浜市	柴の実入れ	高浜町
大瀧神社・岡太神社の春祭り	越前市	水海のばいもしょ	池田町
したんじょう行事	福井市	加茂神社のオイケモノ	小浜市
花山行事	福井市	水海の田楽・能舞	池田町
椎村神社の祭り	小浜市	勝山左義長	勝山市
沓見御田植祭	敦賀市	河原神社神事	若狭町
三國神社例大祭「三国祭」	坂井市	糸崎の仏舞	福井市
馬鹿ばやし	福井市	高浜七年祭	高浜町
北潟古謡どっしゃどっしゃ	あわら市	西津七年祭	小浜市
上中の六斎念仏	若狭町	和久里壬生狂言	小浜市
神子踊	大野市	睦月神事	福井市
奈胡の六斎念仏	小浜市	若狭能倉座の神事能	若狭町
なんぼや踊り唄	坂井市	手杵祭	小浜市
精霊船送り	美浜町	池田追分け	池田町
舟寄踊	坂井市	大火勢	おおい町
上野の盆踊り	南越前町	花笠踊り	越前市
シテナ踊	若狭町	奥窪谷の六斎念仏	小浜市
海士坂の送り盆	若狭町		